

知的財産セミナー2016のご案内

発明・商品・サービスを守る知的財産権

主催 日本弁理士会関東支部 公益財団法人千葉県産業振興センター 一般社団法人千葉県発明協会

「発明・商品・サービスを守る知的財産権」をメインテーマに、知的財産権の知識について、日本弁理士会関東支部千葉委員会所属の弁理士がわかりやすく解説いたしますので、お気軽にご参加ください。

日時：平成28年10月19日（水）13時30分～16時30分（受付開始13時～）

会場：ベンチャープラザ船橋1階会議室（船橋市北本町1-17-25）

URL:<http://www.smrj.go.jp/incubation/vpf/access/054429.html>

定員：40名（定員になり次第、締め切ります。）

参加費：無料

主催：日本弁理士会関東支部、公益財団法人千葉県産業振興センター、一般社団法人千葉県発明協会

お申込：別紙の申込書にご記入の上、**10月14日（金）まで**に、FAXまたはメールにてお申し込みください。

お問合せ先：（公財）千葉県産業振興センター 西岡 TEL 047-426-9200 FAX 047-426-9044

セミナー

13:00	開場・受付開始
13:35	講演1 発明・考案を守る知的財産権 講師：弁理士 八木田 智 氏 八木田・濱野・森田特許事務所
14:35	講演2 商品・サービスを守る知的財産権 講師：弁理士 砂川 恵一 氏 朝陽特許事務所
15:50	

〈会場までの交通案内〉



講演概要、講師プロフィール

講演1…弁理士 八木田 智 氏（八木田・濱野・森田特許事務所）

講演概要：

近年、日本においても、中小企業による大手企業を相手取った特許侵害訴訟や大手企業同士の特許侵害訴訟で億単位の損害賠償の支払いが命じられる等、特許権の効力に注目が集まっています。でも、実際に、世の中には毎年何件位の特許出願があるのか、どうすれば特許権を取ることができるのかご存知ですか？特許訴訟の事例を簡単に紹介しながら、特許権を取得するための手続きについて説明します。

講演2…弁理士 砂川 恵一 氏（朝陽特許事務所・所長）

講演概要：

商品やサービスの名称、商品の形状、ブランド名などは、顧客誘引のために大きな効果があり、模倣されると営業上大きな不利益が生ずる場合があります。また、気軽に使用した商品名等が、他人の商品名等に類似している場合、使用停止や損害賠償を請求されることもあります。営業に関連する権利の範囲、類似・非類似の判断基準を説明し、権利の活用とリスク回避について説明します。

(公財)千葉県産業振興センター 新事業支援部 行き
FAX:047-426-9044
E-mail:sangaku@ccjc-net.or.jp

平成28年10月19日(水) 開催

知的財産セミナー2016

「発明・商品・サービスを守る知的財産権」 参加申込書

企業名 _____

連絡担当者(役職・氏名) _____

住所(〒 _____) _____

電話 _____ FAX _____

出席者名

役職名	
氏名	
役職名	
氏名	
役職名	
氏名	

平成28年 10月 14日(金)までに、メールまたはFAXにてお申し込みください。
申込多数につき、お受けできなかった方のみ、折り返しご連絡させていただきます。
連絡がない場合は申込受付完了したものとして、当日ご出席ください。
なお、ご記入頂いた情報は、セミナー開催に関する目的以外には利用いたしません。